

16科振技第127号
平成16年11月5日

各 位

科学技術振興機構
技術展開部

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は科学技術振興機構（JST）の業務にご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当機構では、かねてより大学等の研究成果の特許出願支援、開発支援、大学発ベンチャー創出推進支援等に努めているところでございます。

去る7月5日には、大学知的財産本部整備事業に採択された43大学の知財関係者の方々と、現在大学が抱える懸案や当機構に対するご要望をお聞かせ戴く「意見交換会」を開催しましたところ、海外出願支援に留まらない幅広い権利化支援を是非実現して欲しい旨のご意見を多数頂戴しました。

また、直後には、大学での特許出願状況について実態を把握するため、43大学のご協力を得てアンケート調査を実施しましたところ、基本特許等で、当然海外出願を念頭に置くべき重要な発明であるにもかかわらず、企業化・実用化に相当の期間を要するものは、収益性が低い等の理由で国内出願されない恐れがあることが明らかになりました。

これらを勘案し、当機構として「大学の現場における海外出願の機会逸失」を回避するため、我が国にとって戦略上重要な発明等については海外出願と国内出願を一体的に取り扱う柔軟な対応をとる必要があると判断いたしました。

つきましては、従来の原出願を基にした外国出願を支援するスキームに加え、当機構において海外出願支援を行うことが適当と判断するものについては、その前提となる国内出願についても海外出願と一体的に支援することにいたしましたので、ここに取り急ぎご案内申し上げます。

（別紙『国内特許出願支援の追加について（概要）』をご参考下さい。）

なお、詳細につきましては、追ってご案内いたします。

今後更に大学の様々な状況を踏まえた具体的かつ的確な支援をさせて戴きたいと念じておりますので、幣機構の特許出願支援制度等についてのお知らせにご留意戴ければ幸甚です。

敬 具

平成 16 年度特許出願支援制度 国内特許出願支援の追加について（概要）

平成 16 年度下期より現行の特許出願支援制度（海外出願支援）を基本に、海外出願の原出願となる国内出願を支援対象に追加し、海外出願と合わせて一体的な支援を行います。

1. 追加支援対象

- ①特許出願支援制度（海外出願支援）にご申請いただき、JST が海外出願支援を決定したものの原出願である国内出願（海外出願支援同様、大学・TLO 等が出願人のもの）

[今後支援を決定するもののほか、16 年度中にご申請をいただき既に海外出願支援を決定し契約を締結したものは支援対象とします。]

注 1：原出願が旧国有特許の場合は支援対象外となります。

- ②大学・TLO 等が PCT 出願済みで指定国移行段階における日本国指定

[今後支援を決定するもののほか、16 年度中にご申請をいただき既に海外出願支援を決定し契約を締結したものであって、大学等の負担で日本国への移行手続を行ったものについては支援対象とします。（この場合、PCT 出願及びその原出願となる国内出願は支援対象外となります。）]

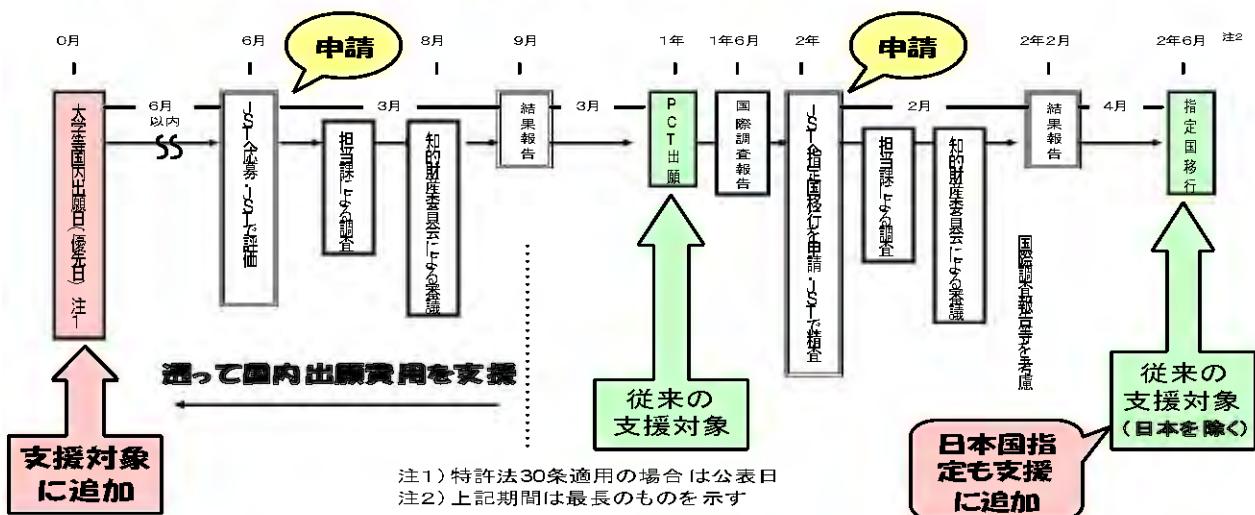
注 1：上記①及び②の支援について、他の公的機関から出願経費等の支援を受けている場合には、支援費用は支出できません。

注 2：原則、原出願と海外出願は一体的に支援を行いますが、原出願については知的財産委員会の判断により支援しない場合がございます。

2. 追加支援内容

- ①海外出願支援の前に行われた国内出願の出願及び維持費用（出願費用は遡及して支援）。

- ②PCT 出願での日本国指定に係る移行手続及び維持費用。



国内・海外出願支援制度のフロー

3. 手続について

① PCT出願及びパリ条約に基づく海外出願の原出願となる国内出願に対する支援

- PCT出願及びパリ条約に基づく海外出願の支援を今後決定するものについては、支援に係る契約締結後に大学等からの請求に基づき、原出願となる国内出願に要した費用及び維持に必要な費用を遡及して支援致します。
- 16年度にご申請いただき、今年度既に支援を決定したものについては、契約を改めた上、大学等からの請求に基づき上記費用を支援致します。なお、契約の改訂等については、追って JST より個別に連絡致します。

② PCT出願後の各国移行段階における日本国指定に対する支援

- PCT出願後の各国移行段階において、日本国も支援国として今後決定するものについては、契約締結後に大学等からの請求に基づき、他国同様、日本国への移行手続及び維持に必要な費用を支援致します。
- 16年度にご申請いただき今年度既に支援を決定したもののうち、大学等の負担により日本国への移行を行ったものについては、契約を改めた上、大学等からの請求に基づき上記費用を支援致します。なお、契約の改訂等については、追って JST より個別に連絡致します。

注：上記①及び②の支援は、弁理士事務所等への支払がわかる証拠書類（弁理士事務所からの請求書、支払い明細書などの写）を付した JST 宛の請求書に基づき費用を支出します。

詳細につきましては、後日送付致しますパンフレット『特許出願支援制度 出願募集のご案内（平成16年度改訂版）』をご覧下さい。

以上